

令和 8 年第 8 回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金） 午後 3 時

2 開催場所 五所川原市役所 2 階会議室 2 B、2 C

3 出席委員 1 9 名

会 長

2 0 番 森 義博

委 員

1 番	今 貴洋	2 番	山形 浩一
3 番	角田 里美	4 番	宮崎 尚彦
5 番	伊藤 美穂子	6 番	鳴海 正
7 番	外崎 高逸	9 番	石岡 雅樹
1 0 番	小林 達英	1 1 番	佐藤 善一
1 2 番	一戸 孝志	1 3 番	工藤 昇
1 4 番	佐藤 敬道	1 5 番	相馬 孝雄
1 6 番	柳原 一夫	1 7 番	白戸 裕丈
1 8 番	中谷 徳善	1 9 番	小山内 清人

欠 席

8 番 乗田 栄一

4 次 第

（1）開 会

（2）会長挨拶

（3）議長選出

（4）議事録署名者の指名及び書記任命

（5）業務報告

（6）議 事

議案第 3 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見
について

議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見
について

議案第 3 3 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第 3 4 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第 1 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会事務局

主 事 宮越 遼人

7 参 与

農業委員会事務局

局 長 外崎 経明

次 長 鈴木 秀人

係 長 山田 竜太郎

農業委員会金木支所

支所長 阿部 真也

農業委員会市浦支所

支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 8 年第 8 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であ
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私
から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
議事録署名者には、9 番 ^{いしおか}石岡 ^{まさき}雅樹 委員、10 番 ^{こばやし}小林 ^{たつえい}達英 委員のご
両名を指名いたします。また、書記には宮越主事を任命いたします。

議 長 なお、参与として、外崎事務局長、鈴木次長、山田農地係長、阿部金木支
所長、奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和 8 年 7 月 2 日午前 9 時 00 分から、一戸敏彦推進委員、石岡則秋推進
委員で五所川原北地区 1 件及び五所川原南地区 2 件の農地転用申請に係る
現地調査を行いました。

令和 8 年 7 月 7 日午前 9 時から、森会長、小山内職代、相馬委員、佐藤善

一委員、伊藤委員、角田委員、今委員が北上市農業委員会の視察研修に参加し意見交換を行いました。

議 長 それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 ページをご覧ください。

議案第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第 1 条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転 3 件、無償所有権移転 3 件、賃借権設定 5 件、使用貸借権設定 2 件です。申請内容については 2 ページ以降をご覧ください。

議 長 議案第 30 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 30 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 30 号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第 31 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 10 ページをご覧ください。

議案第 31 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法第 4 条第 2 項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は 1 件です。11 ページをご覧ください。

1 番 大字米田字田代、田 1 筆、1,088 m²

申請人は記載のとおりです。

転用目的は農業用倉庫の建築です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 2.2km に位置し、生産性の高い優良農地として、農用地区域内農地となっております。

申請人は、現在、申請地付近を中心として営農を行っておりますが、規模拡大に伴い、農業用機械を保管する場所が不足している状況であることから、機械格納庫の建築を計画しました。

用地選定にあたっては、農地以外や第 3 種農地を探しましたが条件に合う土地が見つからず、農業経営効率等を考慮した結果、やむなく当該申請地を選択するに至ったものであります。

また、転用にあたっては、法面の整形及び保護を施すため、土砂等の流出の恐れなく、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については 12 ページを、現地調査結果については 13 ページをご覧ください。

議 長 議案第 31 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 31 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 1 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 3 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 4 ページをご覧ください。

議案第 3 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 1 件、賃借権設定 1 件です。

1 5 ページをご覧ください。

1 番 大字梅田字福浦、畑 3 筆、計 462 m²。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は一般個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 4.5km の距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落内に位置しております。また、東側には 10ha 以上の集団農地が形成されていることから、第 1 種農地と判断されます。

申請者は、現在、申請地と同じ集落のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭となっていたため、住宅を新築することとしました。用地の選定にあたっては、現在の居住地に近い範囲で農地以外を探しましたが、条件が合う土地が見つからず、やむなく当該申請地を選択するに至ったものであります。

申請地付近は既に宅地化されており、雨水は自然浸透、生活排水は既設下水道へ排水するため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字藻川字川袋、田 1 筆、2,958 ㎡。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は農業用倉庫の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約 7.7km の距離に位置し、生産性の高い優良農地として、農用地区域内農地となっております。

申請事業者は、現在、申請地付近を中心として営農を行っておりますが、規模拡大及び事業拡大に伴い、米や農業用資材等の保管場所が不足している状況であることから、農業用倉庫建築を計画しました。

土地の選定にあたっては、農地以外や第 3 種農地を探しましたが条件に合う土地が見つからず、農業経営効率等を考慮した結果、やむなく当該申請地を選択するに至ったものであります。

雨水は自然浸透、倉庫からの排水は既設下水道へ排水するため、周辺農地等への影響は少ないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については 16 ページ、現地調査時の写真等については 17 ページをご覧ください。

議 長 議案第 32 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 32 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 32 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 33 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 １８ページをご覧ください。

議案第３３号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式３件、再配分４件、売買８件です。

１９ページから２０ページまでの３件は、一括方式による貸借の促進計画で、２１ページから２２ページまでの４件は、受け手の変更による再配分、２３ページから２６ページまでの８件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により８月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第３３号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、売買の番号８番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、売買の番号８番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

つづきまして、売買の番号８番について審議いたします。「農業委員会等の法律第３１条の規定による議事参与の制限」となりますので、１０番

こばやし たつえい
小林 達英 委員には退席をお願いいたします。

小林委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、売買の番号 8 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、原案のとおり許可いたします。

10 番 こばやし たつえい
小林 達英 委員の入室を許可いたします。

小林委員 (入 室)

議 長 つづきまして、議案第 34 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 27 ページをご覧ください。

議案第 34 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により五所川原市長から依頼があったので意見を求めるものであります。

件数は農用地区域からの除外 1 件です。

28 ページをご覧ください。

整理番号 R8-1、変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字唐笠柳字村崎 217 番 1 の一部、変更面積は 423 m²、現況地目、台帳地目ともに田で

す。変更理由は一般個人住宅の建築です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 2.0km に位置し、申請地周辺には 10ha 以上の集団農地が形成されていることから、第 1 種農地と判断されますが、土地利用計画から第 1 種農地の不許可の例外である、集落に接続して設置される住宅と見込まれます。

以上のことから、農地転用の見込みがあり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は、29 ページをご覧ください。

議 長 議案第 34 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 34 号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 34 号について原案のとおり承認し、許可相当の意見を付して、市長に送付することに決定いたします。

以上、議案第 30 号から議案第 34 号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。